

〔海上保安庁〕

(第六管区海上保安本部)

松山海上保安部

〒791-8058 松山市海岸通2426-5 松山港湾合同庁舎

TEL (089) 951-1196 FAX (089) 951-7796

(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/matsuyama/>

今治海上保安部

〒794-0027 今治市南大門町1-3-1 NTT今治ビル新棟

TEL (0898) 32-2882 FAX兼用

(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/imabari/>

(下部機関)

新居浜海上保安署

〒792-0011 新居浜市西原町2-7-55 新居浜港湾合同庁舎

TEL (0897) 32-0118 FAX兼用

三島川之江分室

〒799-0402 四国中央市三島紙屋町6-45

TEL (0896) 24-4498 FAX兼用

宇和島海上保安部

〒798-0003 宇和島市住吉町3-1-3

TEL (0895) 22-1591 FAX兼用

(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/uwajima/>

来島海峡海上交通センター

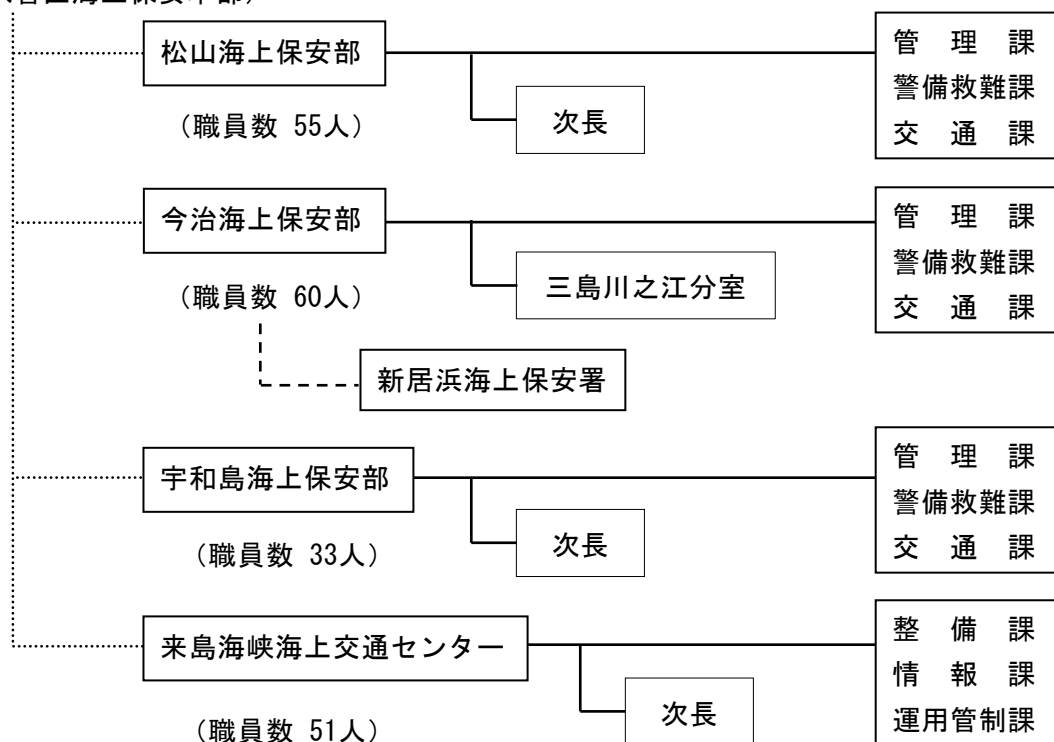
〒794-0003 今治市湊町2-5-100

TEL (0898) 31-4992 FAX兼用

(ホームページアドレス) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>

〔組織及び職員数〕

(第六管区海上保安本部)



設置根拠	海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条、第119条第2項、第4項及び第5項 海上保安庁組織規則施行細則第298条第1項
所掌事務	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務
管轄区域	海上保安部：愛媛県 海上保安署、分室：今治海上保安部の区域の一部 来島海峡海上交通センター：第六管区海上保安本部長の指定する海域
情報公開・個人情報保護窓口	担当：第六管区海上保安本部 総務部 総務課（広島市） TEL（082）251－5111（内2115） （注）愛媛県内に所在する海上保安部・署等に関する情報の開示請求等は、第六管区海上保安本部の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	海上保安庁に対する意見、質問、苦情等 担当：松山海上保安部 管理課 TEL（089）951－1196 今治海上保安部 管理課 TEL（0898）32－2882 宇和島海上保安部 管理課 TEL（0895）22－1591 来島海峡海上交通センター 整備課 TEL（0898）31－4992